

送迎用バス安心・安全対策支援事業実施要領

第1. 事業の趣旨

知事は、子どもの安全対策を強化するため、事業実施主体が利用児童の送迎用バスに安全装置を設置する際に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2. 事業実施主体

大分県内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置者とする。

2 事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

第3. 定義

「送迎用バス」とは、居宅・学校と事業所間の送迎のために運行する自動車であって、2列シート以下の自動車及び常時2列目までしか使用しない自動車以外のものをいう。

第4. 補助対象経費

この補助金の交付対象となる経費は、以下のとおりとする。

対象経費	補助率
事故防止安全管理装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（装置の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用） <u>※国土交通省が策定したガイドラインに定める性能基準を満たしている事故防止安全管理装置・機器に限る。</u> <u>※送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</u>	定額補助 装置1台あたりの単価は、 <u>175千円を上限とする。</u>

第5. 交付申請

規則第3条第1項の規定による申請をする時は、送迎用バス安心・安全対策支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しな

ければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書
- (4) 見積書の写し（最低2者以上）

第6．交付決定通知

規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

付則

この要領は、令和5年度の予算に係る送迎用バス安心・安全対策支援事業から適用とする。